

パブリック・コメント手続意見募集結果

1	意見募集期間	平成23年12月1日(木)から12月31日(土)		
2	意見提出者	9名		
3	意見件数	87件		
4	意見内容 (数字)は条例案の内容の項目の番号を表しています。			
全般について (13件)				
意見の趣旨		件数	市の考え方	案の修正
「川口市市民参加条例」という条例名は、内容を読むと「川口市市民市政参加条例」である。「川口市自治基本条例」から生まれたものであること、「川口市協働推進条例」と区別した方がよいことから、名称を改めることを提案する。今の時点で変える事に抵抗はあるかもしれないが、柔軟な姿勢は運用する際に大事なことであると思う。		1	「市民参加条例」という名称は、自治基本条例第7条を受けたものです。また、他市の例でも「市民参加条例」という名称を冠した同様の内容の条例が多く制定されていることから、このようにしたものです。	無
全体的の印象はわかりにくい。同じような文章が複数出てきたり、()1つで完結している内容があるかと思えば、()がいくつかで1つの事柄を述べているところもある。		1	わかりにくい点を解消できるよう検討いたします。	(9)(10)(11)参照
パブリック・コメント手続や附属機関等については、要綱に規定があるので、条例で規定する必要はない。例えば、市民参加条例については、パブリック・コメント手続についての条項はひとつにし、重複する内容は、パブリック・コメント手続実施要綱のとおりとする。また、条例に記載することが重要であるというのならもっとわかりやすくしてほしい。		1	パブリック・コメント手続実施要綱や附属機関等に関する要綱等は、市民参加条例制定に伴い、見直しを行います。市民の方から市政に関する意見を表明いただく際に、特に重要な部分について要綱ではなく、条例として定めることで、市民にとってわかりやすく、法的な拘束力を持つものと考えます。	無
意見聴取の各方法についての記載の中に、結果の公表のことを入れずに、まとめて1箇所に記載することはできないのか。		1	意見聴取の各方法は、それぞれ実施方法やその性質が違います。その性質にあった公表の方法を定めるものとして、1箇所にまとめておりません。	無
各課や市民相談室を通じて今まで行っていた市政についての話し合いは、この条例ができることによって手続が変わるのか。また、今までできていた懇談が、手続がたくさんになることにより「市民が市政に参加」しにくいものにならないか。		1	市民参加条例制定前からできていた手続で、今後できなくなるということではありません。また、自治基本条例第19条第1項に定められている市政に関する重要な事項について、市民の意見を聞く手続を、より確実にするためにこの条例を制定するものです。	無

市の考え方及び論点としている「参加しやすい仕組み」とは、単なる手続きを無機的に整理するだけのものではなく、有機的に「推進する」との発想が求められています。制度として参加しやすい仕組みと同時に、参加を促す姿勢がなければなりません。これこそが、自治体の憲法といわれる川口市の自治基本条例の精神であり、市民参加条例に付託した根源です。	4 市民参加条例案(の内容)では、自治基本条例第7条における市民参加について別に条例で定めるものとされ、その際における市長その他の執行機関の役割及び責務は自治基本条例第19条で定められています。 このうち、市長その他の執行機関の役割の中心となる第19条第1項の市政に関する重要な事項については、条文中に説明会、懇談会、パブリック・コメント手続、アンケート調査、その他効果的な方法によるとされ、第19条第2項の市民から市政に関する意見が提出されたときには、これを尊重し誠実に対応するものとなっております。 これら自治基本条例で定まっている市長その他の執行機関の役割及び責務を、市民参加条例案の内容として有機的につなげるために、自治基本条例第19条第1項に市政に関する重要な事項に加え、第20条の附属機関等における委員の公募の要素までも含み、市民参加条例案では意見聴取としております。同様に第19条第2項の市民から市政に関する重要な事項について意見提出としております。 また、意見聴取と意見提出による市民から表明された意見について、自治基本条例上で定められた方法、これに対する考え方及びその対応の結果等について、パブリック・コメント制度などすでに制度化されております関連する指針や要領などとも連動するように、有機的に定めております。 なお、市民参加を促す姿勢としては、単なる市民参加の手続だけでなく、「会議公開の原則」「会議記録の作成や公開」等による情報提供の推進を定めております。さらに、市民が市民参加をすることができる機会を知ることができるよう、市民参加の状況の公表を定めております。	無
残念なのは、市民参加という、市民に直結した条例であるにも関わらず、当パブリック・コメント以外に、意見聴取する機会を持たれなかったことであり、猛省を促すものであります。	4 当パブリック・コメント手続のほか、「川口市市民参加条例策定委員会」を設置し意見聴取を行いました。当策定委員会には公募委員5名が含まれております。	無

(1)目的について (5件)

意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
「市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障し、もって市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築く」の部分は大変すばらしいと思う。	1	川口市自治基本条例に基づき、このように目的を定めております。	無
3行目「市政の運営、 及び議会に対して 、市民は自ら意見を表明し市政、及び議会に参加する権利を保障し、」とする。 理由:市民の声の代表である議会への市民参加は、行政への参加と同等に重要な要因である。	4	議会については地方自治法等でその運営等に関する手続が定められているため、今般の市民参加条例では定めないこととしております。	無

(2)定義について (6件)

意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
「市民」の定義を早急に変更してほしい。「市民」の定義は、市内に在住、在勤、在学する者、または公益を目的として市内で活動する者なので、外国籍を持つ人はもちろん、川口で何かしらの活動をする人(政治団体や宗教団体)全てが川口市民になることではないか。市民の定義が現状のままで住民投票をさせるということは外国人参政権を付与することと同様である。私は、この元となる自治基本条例の存在を知らなかった。条例名すら知らなかった。重要な条例が一部の人の利権のためにどんどん制定されているのは問題である。鎌倉市ではこの条例の制定は中止されたそうだ。川口市では既に制定されているが、もっと早くに色々気がついていたら反対意見をたくさん送った。一番の問題は、市民の定義である。「川口市市民参加条例」も同様に市民の定義を見直してほしい。住民投票の権利もこの定義される市民に与えられるとするならば、外国籍の人間/日本を崩壊させようとする反日勢力の人間の多くが市内で活動拠点をもち、川口市政を動かしていくのではと危惧する。外国人だけに優しい川口市では絶対に良くない。日本国民である川口市民を一番に考えるべきである。川口市民を大切にし住みやすい環境を作り、外国人ともコミュニケーションをとっていくべきだ。	1	川口市の市民参加条例においては、すでに制定されている自治基本条例に基づく条例として市民の定義を行うものとなっております。一方、川口市の住民投票制度については、市民参加条例とは別に投票条例を策定するものとなっております。その中で、市民の方々の意見を伺いながら定義がされるものと思われま	無
(1) 市内に住所を有するかた (2) 市内に事務所又は事業所を有するかた (3) 市内の事務所又は事業所に勤務するかた (4) 市内の学校に在学するかた (5) 本市に対して納税義務を有するかた (6) その他パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するかた 上記はパブリック・コメント手続において提出できる人の条件であり、市民参加条例における「市民」の定義も同等にするのが良い。	1	市民参加条例は、すでに制定されている自治基本条例に基づく条例です。この自治基本条例を基本に市民参加条例における「市民」を定義するものとなっております。	無
「ウ 実施機関 市長(行政)」とする。 理由:市民には、市長に行政が含まれることを理解できる市民が極少数である。	4	条例だけではわかりにくい部分は、市民参加条例の手引(仮称)において、市民に分かりやすく解説をいたします。	無

(4)実施機関の役割について (5件)

意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
複数の条項に情報のことがあるが、情報は公開や開示、公表などだけをすれば良いのではなく、誰でもが簡単にその情報にアクセスできるようにする、その情報を入手出来るようにする必要がある。情報は、対象に届いて始めて目的が果たせる。この条例施行を機に、情報弱者・情報格差をこれ以上生まないようにしてほしい。	1	(4)において、「実施機関は、市民参加の推進にあたって、市政の運営に関する情報を積極的に提供できるよう努めなければなりません。」と定めております。この実施にあたっては、当条例案の内容でもあるように、市民参加の推進にあたって市民に公平かつ誠実に対応するものです。市民が必要とする情報は積極的に提供するというものです。	無
「実施機関は、市民参加の推進にあたって、市政の運営に関する情報を <u>広く公開するとともに、これを積極的に提供</u> するよう努めなければなりません。」とする。 理由:公開の原則を明確化する必要がある。	4	「公開」という言葉は、情報公開請求による公開であると誤解されることを恐れ、入れないこととしました。「積極的に提供する」とは、市民が必要な情報は、市民が情報公開請求を行わなくても情報提供するということを意味します。	無

(6)意見聴取の対象について (5件)

意見の趣旨	件数 市の考え方	(案)の修正
<u>アからエを削除し、「実施機関は、全ての行政運営を対象とし、ただし、次のいずれかに該当するものについては、意見聴取を要しないものとします。」とする。</u> 理由:「制限列挙」的な組立となっており、適切ではない。	4 意見聴取する手続については、自治基本条例第19条第1項に定められている「市政に関する重要な事項」とされております。その趣旨を踏まえたものです。	無
実施機関は意見聴取を要しないものとして(ア)～(カ)の6項目を列挙している。このうち、「(オ)市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」を挙げているが、この趣旨は何か。この項目は削除できないのか。 意見聴取の対象としてア～エの4項目を挙げている。「ア 市の方向性・基本方針を定めるもの」及び「エ 市民に義務を課し又は権利を制限するもの」に関する住民税等の市税のあり方についての政策提言(意見)を拒否すべきではない。 住民税等の市税については、国の法律(地方税法)により標準税率が定められている。しかし、川口市(地方公共団体)は、課税自主権を有しており、国の定めた標準税率にとらえられないことなく、必要があれば市民税等の税率の増減はできることになっている。ゆえに、川口市自治基本条例の本旨に添った市民税等のあり方の税制論議は大いに深めるべきである。	1 市税のうち、その趣旨として、「市税の賦課徴収その他の金銭の徴収に関するもの」については、財政基盤を危うくすることに配慮した、地方自治法第74条第1項の規定に倣い意見聴取を要しないものとすべきと考えています。 また、その項目の削除及び拒否すべきではないことについては、地方自治法第74条第1項の直接請求の1つである条例の制定及び改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは、対象外としていることから、「市税の賦課徴収その他の金銭の徴収に関するもの」を対象外とするものです。	無

(7)意見聴取の実施について (2件)

意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
1行目「2以上の適切な方法により」とする。 理由:リスクヘッジなど、何事に対しても1つでも良いというものはない。	1	市民参加条例では、意見聴取を実施する対象の範囲を広くしております。その対象全てを2以上で実施するとしてしまうと、事業によっては決定時期や事業実施が遅くなりかえって市民にとって不利益となるおそれがあることから、1以上としております。なお、(7)で「より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めるものとします。」としております。	無
5行目「上記の場合において、当該意見聴取による市民の意見又は提案を事業の決定に反映させることができる適切な時期に、実施しなければなりません。」とする。 理由:言葉の受取り方によっては、「実施方法の公表」は適切な時期であっても、実施が遅れる場合も考えられる。	1	(7)意見聴取の実施において、「意見聴取の方法を実施するときは、1以上の適切な方法により実施しなければなりません。」と定めております。ここでいう「適切な方法」とは、市民の意見を事業に採り入れ、反映させる余地がある段階を見越して適切な時期に実施するという趣旨を含んでいます。なお、「実施方法を公表しなければなりません」は、よりわかりやすい表現に修正いたします。	「実施方法を公表しなければなりません。」を「当該意見聴取の方法を公表しなければなりません。」とする。

(8)パブリック・コメント手続について (3件)

意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
川口市でどのような重要な条例が検討されていて、どのように進められていて、市民にはどのようなメリット、デメリットがあるのか、現状の告知方法では全く伝わらない。ウェブサイトの下ページのテキストリンクでは全くもってわからないし、「広報かわぐち」でもどこに何があるのかさっぱりわかりません。パブリック・コメント手続で意見を募集する以前の問題だと思う。市民はどのような条例かわからないので、意見を持つ事すらできない。現在積極的にコメントしているのは、プロ市民と言われている人々もしくは地方自治を憂いている人間だと思う。早急に改善してほしい。	1	市民への告知方法については、今後検討して参ります。なお、パブリック・コメント手続を行う際は、「市民が当該事業の案を理解するために必要な関係資料」を公表することとしております。	無
市外在住者はパブリック・コメント手続の対象であるか。意見を求めるのが、パブリック・コメント手続であるのであれば、まじめな意見は採用してほしい。	1	市外在住者の方でも、在勤者、在学者など、市民の定義に該当する場合でも、パブリック・コメント手続における対象者となります。また、「別に市長が定めるもの」という表現はわかりにくいとため、当条例では対象者を「市民」に限定し、その他の対象者についてはパブリック・コメント手続実施要綱に別に定めることといたします。	「市民その他別に市長が定めるものに対し」を削除する。
パブリック・コメント手続は、審議会の方針が先にありきで、方針に大きな変更を与えるものは採用されない。審議会の回数もパブリック・コメント手続の意見募集以降は初めからほとんど予定していない。	1	(7)意見聴取の実施において、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めます。そのような場合には、一つの方法だけでなくパブリック・コメント手続や審議会、アンケート調査等他の方法も取り入れた上で意見を聴取するものです。	無

(9)実施の公表について (4件)			
意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
見出しを「 パブリック・コメントの実施の公表について 」とする。 理由:項目の括りがないので、係り合いが分かりにくい。	4	さらに検討いたします。	見出しを「パブリック・コメント手続の実施の公表について」とする。
(10)意見の提出について (6件)			
意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
見出しを「 パブリック・コメントの意見の提出について 」とする。 理由:項目の括りがないので、係り合いが分かりにくい。(18)の「意見提出」と同じ言葉であるので分かりにくい。	6	さらに検討いたします。	見出しを「パブリック・コメント手続の意見の提出について」とする。
(11)意見の考慮及び結果の公表について (8件)			
意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
見出しを「 パブリック・コメントの意見の考慮及び結果の公表について 」とする。 理由:項目の括りがないので、係り合いが分かりにくい。	4	さらに検討いたします。	見出しを「パブリック・コメント手続の意見の考慮及び結果の公表について」とする。
3行目「実施機関は、市民から表明された意見については、 関連委員会、審議会等で十分なる討議を行い 、これに対する考え方及びその対応結果を公表しなくてはなりません。」とする。 理由:川口市パブリック・コメント手続実施要綱の第8条では、実施機関がパブリック・コメントを扱うものとして規定されており、委員会等で討議する付託がありません。過去の例では、時間切れで実施機関においても上申まで検討されず、後日公表のみ行われたこともあった。市民参加の大きな部分となっている現状を鑑みればパブリック・コメント手続の熟議の仕組みが重要である。	4	市民から提出された意見を十分考慮することについては、「検討を行った後」という文言で担保されています。なお(7)意見聴取の実施において、「より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するものとします」という定めから、パブリック・コメント手続以外にも意見聴取の方法を取り入れるように努めるものとしております。	無

(15) 会議公開の原則について (8件)

意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
「実施機関は、議会・附属機関等での会議を公開原則の規定により、傍聴手続規定を見直すものとする。」という規定を加える。 理由:傍聴は、当条例に直接的にはなじまないものであると認識しているが、参加の原点は「知る」ところから始まる。知るための最大の手段は傍聴にある。知った上で、意見や提言が生まれる。傍聴手続規定の見直しが長期にわたって行われず、昨今の市民参加の発想にそぐわない規定となっている。すなわち、現在の議会、審議会等の傍聴規定は、傍聴者の守るべき内容のみを規定し、どうしたら市民に傍聴に参加頂けるかとの発想が欠けている。市民参加の根源に係る事柄であり必要条件である。	4	今般の市民参加条例では、議会の運営に関する手続については規定いたしません。附属機関等の会議の傍聴についての細かい部分は、市民参加条例の手引(仮称)において、市民に分かりやすく解説いたします。	無
「ウ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき、<u>但し、その理由を速やかに、分かりやすく公表しなければならない。</u>」とする。 理由:理由にならない理由で説明されることが、見受けられる。自治基本条例の精神で、説明責任を明記すべきである。	4	さらに検討いたします。	無

(16) 会議資料の作成・公開について (4件)

意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
1行目「実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを公開に供しなければなりません。」とする。 理由:閲覧では、公開の原則から後退するものであり、適切ではない。	4	「閲覧に供する」とは、市民が自由に見られることを想定しています。「公開」とは、市民からの情報公開請求に応じて、市が公開しなければならないもので、「閲覧に供する」の方が、より市民にとって良いものと考えております。	無

(18)意見提出について (18件)

意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
この条例の「説明会」「懇談会」はいずれも市が開催するもので、市民から開催要望があったときにはどうするのか。市民から「市政への参加のために」と言う目的ならば、明文化して市民からの開催要望にも答えられるようにしてほしい。	1	市民参加の方法として、実施機関側から市民の意見を収集する「意見聴取」と「意見提出」について定めるものです。このうち「意見聴取」では、実施機関が市政に関する重要な事項について、説明会、懇談会等を実施するものです。また「意見提出」では、市民から自由に意見を提出することができます。	無
今後予想される関東地方の直下型地震に備えて、希望する要援護者と市が話し合う「要援護者と市との会議」を提案したい。これは、この条例で可能か。要援護者の連合体が現在あるわけではないので、「川口市協働推進条例」よりはこの条例を活用したい。	1	市民参加の方法として、実施機関側から市民の意見を収集する「意見聴取」と「意見提出」について定めるものです。このうち「意見提出」では、市民から自由に意見を提出することができます。	無
見出しを「 <u>提出された意見の回答、考え方、対応の結果について</u> 」とする。	1	市民参加の方法として、実施機関側から市民の意見を収集する「意見聴取」と「意見提出」について定めるものです。このうち「意見提出」では、市民から自由に意見を提出することができます。ここでは提出された意見に対し、対応するというだけでなく、意見を受取するプロセスから誠実に回答することを念頭に置き、このような表現となっております。(18)の見出し「意見提出」については、当該条文の要約したものです。	無
冒頭に、「 <u>市民は、市政の運営に対して自ら意見を表明し市政に参加する権利を有します。</u> 」を加える。 理由:これは、自治基本条例第7条の規定である。参加条例の目的で触れられているが、「幸せに暮らせる社会を築く」という大きな目的の中に埋没してしまっている。本条例は、参加に関する条例なので、しっかりと明記されなければいけない。	4	(1)の目的を達成するために、(2)以下の条文を定めるものとなっております。この(18)でだけ強調するのはバランスを欠くと思われます。また、(1)目的には、「市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障し」と規定しております。	無
1行目「実施機関は、市民から市政に関する意見があった場合には誠実に回答しなければなりません。」とする。 理由:(18)が唯一、市民から行政への参加の仕組みである。ここは、努力規定ではなく、義務規定とすべき項目である。	4	自治基本条例第19条第2項において、誠実に「対応」しなければならないとあることから、市民による市政に関する意見があった場合には、誠実に対応します。また、市民参加条例では、単なる「対応」ではなく「回答」とするものです。	無

(18)意見提出について (18件)			
意見の趣旨	件数	市の考え方	案の修正
1行目「<u>可否だけでなく理由をできるだけ詳しく具体的にわかるように記述し、誠実に回答</u>」と例示する。 理由:「誠実」という言葉だけでは主観的である。	1	「誠実に回答」とは、「可否だけでなく理由をできるだけ詳しく具体的にわかるように」説明するという意味を含んでおります。また、「意見提出」について条文上で具体的に書きすぎると、かえってその方法や手続が制限されてしまう場合があります。なお、具体的なことは、市民参加条例の手引(仮称)において解説いたします。	無
1行目「<u>実施機関は、市民から意見が提出されたときは、検討を行った後、行政運営に必要となるものについては反映させるように努めなくてはならない。</u>」とする。 理由:「誠実に回答する」だけではなく、(11)と同等にする必要がある。実施機関が聴取する意見のみ「行政運営に反映させるように努めなくてはならない」となっているのは、公平性に欠ける。市政の主権が市民と明言されているこの条例の目的上、意見提出にも適応する必要性を感じる。	1	市民参加は大きく分けて「意見聴取」「意見提出」の2つに分かれます。意見が提出できる場合が限定されている「意見聴取」と違い、「意見提出」の場合には様々な提出のケースや対応が考えられ、制限がありません。ご意見をいただいた考え方についても含まれるものであります。	無
3行目「<u>実施機関は、市民から定められた窓口</u>」に提出された意見については、」とする。 理由:提出先についての仕組みがないが、実施機関の各窓口は無作為に訪ねられても、双方に支障をきたすものと考えられる。「市民相談窓口」がありますが、現状は単なる仕訳のみをしており、組織再編も踏まえ、窓口の機能の充実化も視野に入れなければならない。	4	市民から実施機関に意見を表明する意見提出につきましては、現在「市長への手紙」という制度があり、秘書課が担当しています。秘書課が市民からの意見を受付した後、その意見の内容が多岐にわたる場合には、その内容に関わりがある担当課と調整して回答をしています。 また、「市長への手紙」以外でも意見を提出することができ、それはそれぞれの内容の担当課の窓口にて対応します。 なお、その意見の内容が多岐にわたる場合も、それぞれの内容の担当課において回答することとなります。	無
提出する意見の内容が、自治基本条例の課題 協働 市民参加 市民投票にわたる抜本的かつ幅広い改善意見の場合、意見の提出先がどこになるのか明確にしてほしい。現在「自治基本条例」及び「市民投票」は総合政策課、「協働」はかわぐち市民パートナーズステーション、「市民参加」は行政管理課と三つの実施機関に分かれている。これらの実施機関すべてに意見を提出しなければならないのか。	1	市民から実施機関に意見を表明する意見提出につきましては、現在「市長への手紙」という制度があり、秘書課が担当しています。秘書課が市民からの意見を受付した後、その意見の内容が多岐にわたる場合には、その内容に関わりがある担当課と調整して回答をしています。 また、「市長への手紙」以外でも意見を提出することができ、それはそれぞれの内容の担当課の窓口にて対応します。 なお、その意見の内容が多岐にわたる場合も、それぞれの内容の担当課において回答することとなります。 さらに、今回ご意見をいただきましたパブリック・コメント手続に関する「(10)意見の提出について」の意見の提出先は、これまでどおり意見聴取を実施する各担当課となります。	無